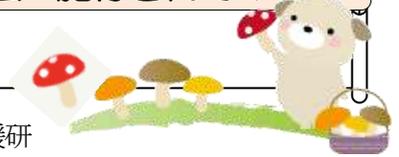




考えよう！事業所ができること



冬が足早に近づいてきた平成 25 年 11 月 21 日（木）に第 185 回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回は『～障害者虐待防止法 施行されて 1 年～「考えよう！事業所ができること』と題して行われました。

トップバッターはひびき法律事務所 弁護士 河原一雅さんです。法律の専門家の立場から、障害者虐待防止法の趣旨や内容、虐待の種類、虐待に至る背景や対応方法等について、具体的な判例や事例等をもとにしながらお話し頂きました。その上で、今回の「虐待防止に向けて『事業所ができること』」のテーマに沿って、支援者が陥りがちな問題点等を、分かりやすく、参加している皆さんに問いかけるように話して頂きました。



その中で、『虐待を未然に防ぐために必要なこと』として、障害のある人たちを『お客様』であるという意識を持つことが大切であり、一般企業の方を講師に招き、接遇研修等を本気で企画してみてはどうかとのご提案を頂きました。

引き続き、社会福祉法人北九州あゆみの会 北九州市立小倉南障害者地域活動センター 就労継続支援B型事業所 主任 高崎 泉さんに、『虐待防止に関する組織的な取り組み～虐待版ヒヤリ・ハットで、深刻化を防ぐ！～』と題してお話して頂きました。

あゆみの会では「虐待防止・啓発」等を法人全体で推進していくため、『虐待防止のためのプロジェクトチーム』を法人内に立ち上げ、職員の意識改革等に取り組んでいるそうです。現状から『虐待事象が起きた後のシステム』よりも、「虐待を未然に防ぐ『虐待防止』について考えるシステム」が重要とのことで、法人をあげて積極的に推進しているとのことでした。



続いて、高齢者施設の多機能ホームえん 浅尾美子さんから、障害福祉より先行した取り組みが行われている高齢者虐待の現状や、虐待防止のために施設環境を工夫している事例等を話して頂きました。

虐待の対応としては「年齢や置かれている環境に関わらず、行政の役割が重要なことから行政機関と協働しておくことがとても重要であるが、現状では協働できるシステムが整っていないため、早急に『官民協働のシステム構築』の見直しが必要であるとともに、地域住民とのつながりも重要であり『地域とのネットワーク構築』が必要である」とのことでした。

フロアからは、北九州市障害者自立支援協議会 権利擁護部会 部会長である北九州市立大学准教授 深谷裕さんから「虐待を受けている当事者からの意見をどのようにして聴き取り、吸い上げることができるのか」が現在の最大の課題であり、そのためには虐待に関する啓発・広報活動が大切であるとの意見がありました。



そして、同部会委員である西南女学院大学准教授 今村浩司さんからは「虐待予防の観点から、職員のメンタルヘルスに対するフォローが必要である」ということと、「弁護士等他職種との連携が大切であり、システム的には『スーパーバイザー』を気軽に頼める体制の構築が重要である」との意見がありました。

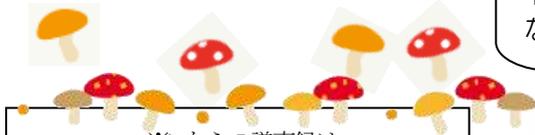
発言者の方々の共通の意見としては、「事業所で小さな権利侵害を見逃しておく」と深刻な虐待につながる可能性があり、小さな権利侵害の要因は支援者の『障害の理解が足りない』ことや『障害特性に応じた支援を行っていない』こと等、サービス提供者のスキル不足があるのではないかとのことでした。また「事業所の管理者は、虐待を防止していく上で、職員が安心して働ける職場環境を整える必要があり『職場環境の改善』と『支援者の人材育成』を同時に図りながら、虐待に結びつく連鎖やながれを断ち切っていくことが求められているのではないかと」の意見がありました。

障害者虐待防止法が施行されて一年経ちますが、このように虐待問題を身近なこととして話し合うことが虐待防止につながっていくのではないのでしょうか。

本日の参加者は 83 名新規 29 名の方にご参加頂きました。ありがとうございました。



虐待防止につなげる権利擁護啓発研修会が来年3月1日に開催されるよ！みんな参加してね♪



※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>



しえんちゃん

けんたんくん